

温泉法（暫定版）

（昭和二十三年七月十日法律第百二十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 温泉の保護等（第三条―第十四条）
- 第三章 温泉の採取に伴う災害の防止（第十四条の二―第十四条の十）
- 第四章 温泉の利用（第十五条―第三十一条）
- 第五章 諮問及び聴聞（第三十二条・第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条―第三十七条）
- 第七章 罰則（第三十八条―第四十三条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

2 この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。

第二章 温泉の保護等

（土地の掘削の許可）

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

（許可の基準）

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が

掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

五 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

3 前条第一項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

（許可の有効期間等）

第五条 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

2 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

（土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割）

第六条 第三条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る掘削の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。

この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

（土地の掘削の許可を受けた者の相続）

第七条 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る掘削の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十

日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 3 第四条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、第一項の承認について準用する。
- 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

（掘削のための施設等の変更）

第七条の二 第三条第一項の許可を受けた者は、掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

- 2 第四条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

（工事の完了又は廃止の届出等）

第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があつたときは、第三条第一項の許可は、その効力を失う。
- 3 都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る掘削の工事を完了し、若しくは廃止したとき、又は同項の許可を取り消したときは、当該完了し、若しくは廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該完了若しくは廃止又は取消の日から二年間は、その者が掘削を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第九条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第四号又は第六号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 四 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第三項（第七条の二第二項において準用

する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。

- 2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対して、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)

第九条の二 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該掘削を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずることができる。

(原状回復命令)

第十条 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該掘削が行われた場所に温泉がゆう出しないときは、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。

同項の許可を受けないで温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者に対しても、同様とする。

(増掘又は動力の装置の許可等)

第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

- 2 第四条、第五条、第九条及び前条の規定は前項の増掘の許可について、第六条から第八条までの規定は同項の増掘の許可を受けた者について、第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する。

この場合において、第四条第一項第一号から第三号まで、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘」と、第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘した者」と読み替えるものとする。

- 3 第四条（第一項第二号に係る部分を除く。）、第五条、第九条及び前条の規定は第一項の動力の装置の許可について、第六条、第七条並びに第八条第一項及び第二項の規定は第一項の動力の装置の許可を受けた者について準用する。

この場合において、第四条第一項第一号及び第三号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「動力の装置」と、同号中「から第三号まで」とあるのは「又は第三号」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

(温泉の採取の制限に関する命令)

第十二条 都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

(環境大臣への協議等)

第十三条 都道府県知事は、第三条第一項又は第十一条第一項の規定による処分をする場合において隣接都府県における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ環境大臣に協議しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。

(他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令)

第十四条 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、法令の規定に基づく他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘削した者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならない。

第三章 温泉の採取に伴う災害の防止

(温泉の採取の許可)

第十四条の二 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条の九第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。

この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止

その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第十四条の三 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項（第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。

この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者の相続)

第十四条の四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十四条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第二項及び第十四条の二第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

(可燃性天然ガスの濃度についての確認)

第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。

3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。

一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環

境省令で定める基準を超えるに至つたと認めるとき。

(確認を受けた者の地位の承継)

第十四条の六 前条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を譲渡し、又は同項の確認を受けた者について相続、合併（同項の確認を受けた者である法人と同項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者である法人が存続するものを除く。）若しくは分割（当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該確認に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の確認を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により前条第一項の確認を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(温泉の採取のための施設等の変更)

第十四条の七 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

- 2 第十四条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに同条第三項において準用する第四条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(温泉の採取の事業の廃止の届出等)

第十四条の八 第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があつたときは、第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認は、その効力を失う。
- 3 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可若しくは第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該許可若しくは確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消の日から二年間は、その者が温泉の採取を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十四条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至つたとき。

- 二 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第二項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 三 第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第三項において準用する第四条第三項（第十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（緊急措置命令等）

第十四条の十 都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。

第四章 温泉の利用

（温泉の利用の許可）

- 第十五条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。
- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 二 第三十一条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。
- 4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。
この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。

（温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割）

第十六条 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、

同項の許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 第四条第二項及び前条第二項の規定は、前項の承認について準用する。

この場合において、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

(温泉の利用の許可を受けた者の相続)

第十七条 第十五条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十五条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

- 3 第四条第二項及び第十五条第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。

- 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

(温泉の成分等の掲示)

第十八条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

一 温泉の成分

二 禁忌症

三 入浴又は飲用上の注意

四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

- 2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。

- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。

- 4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。

- 5 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出

に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

(温泉成分分析を行う者の登録)

第十九条 温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設（以下「分析施設」という。）について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 分析施設の名称及び所在地

三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能

四 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。

一 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十五条（第三号に係る部分を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

5 都道府県知事は、第一項の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。

(変更の届出)

第二十条 登録分析機関は、前条第二項各号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第二十一条 登録分析機関は、温泉成分分析の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該登録分析機関の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十二条 都道府県知事は、前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、

又は第二十五条の規定により登録を取り消したときは、当該登録分析機関の登録を抹消しなければならない。

（登録分析機関登録簿の閲覧）

第二十三条 都道府県知事は、登録分析機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（登録分析機関の標識）

第二十四条 登録分析機関は、環境省令で定めるところにより、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

（登録の取消し）

第二十五条 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第十九条第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第一項、前条、次条並びに第二十七条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。
- 二 第十九条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
- 三 第十九条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けたとき。

（環境省令への委任）

第二十六条 第十九条から前条までに定めるもののほか、登録の手續、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項は、環境省令で定める。

（温泉成分分析の求めに応ずる義務）

第二十七条 登録分析機関は、温泉成分分析の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（報告徴収及び立入検査）

第二十八条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（地域の指定）

第二十九条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設（温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。）の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

（改善の指示）

第三十条 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関し必要な指示をすることができる。

（許可の取消し等）

第三十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 公衆衛生上必要があると認めるとき。

二 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第十五条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第五章 諮問及び聴聞

（審議会その他の合議制の機関への諮問）

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第九条（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（聴聞の特例）

第三十三条 都道府県知事は、第九条第二項（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二条、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二条、第十四条の九又は第三十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公

開により行わなければならない。

第六章 雑則

(報告徴収)

第三十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分又は利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第三十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(鉱山保安法との関係)

第三十五条の二 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項の鉱山（可燃性天然ガスの掘採が行われるものに限る。次項において「天然ガス鉱山」という。）における温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘についての第四条第一項第二号及び第十一条第二項の規定の適用については、同号中「当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものである」とあるのは「鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条の規定に従った鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置が講じられていない」と、同項中「第四条、」とあるのは「第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第四条並びに」と、「から第八条まで」とあるのは「、第七条並びに第八条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「前項」と、「、第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第四条第一項第一号及び第三号」と、「第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項」とあるのは「第八条第一項」と、「第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条」とあるのは「前条」とする。

2 天然ガス鉱山においては、第七条の二、第八条第三項及び第九条の二並びに第三章の規定は、適用しない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十六条 第四章、第三十三条第一項（第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。）、第三十四条（温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）又は第三十五条第一項（温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次項において「保健所を設置する市」という。）又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に係る事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(経過措置)

第三十七条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けずに土地を掘削した者
- 二 第九条の二（第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第十四条の十の規定による命令に違反した者
- 三 第十一条第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉の湧出路を増掘し、又は動力を装置した者
- 四 第十四条の二第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉の採取を業として行つた者

2 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の二第一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、許可を受けずに掘削若しくは増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削若しくは増掘の方法について重要な変更をした者
- 二 第八条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第二項若しくは第十条（これらの規定を第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十四条の八第三項、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令に違反した者
- 三 不正の手段により第十四条の五第一項の確認を受けた者
- 四 第十四条の七第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について重要な変更をした者

- 五 第十五条第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉を公共の浴用又は飲用に供した者
- 六 第十九条第一項の規定に違反して、登録を受けないで温泉成分分析を行った者
- 七 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けた者

第四十条 第十八条第五項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の八第一項、第十八条第四項又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三 第十八条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）
- 四 第十八条第三項の規定に違反して、温泉成分分析を受けず、又は掲示の内容を変更しなかった者
- 五 第二十七条の規定に違反した者
- 六 第二十八条第一項又は第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第二十八条第一項又は第三十五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条の六第二項又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十四条の規定に違反した者
 - 一 温度（温泉源から採取されるとき温度とする。） 摂氏二十五度以上
 - 二 物質（左に掲げるもののうち、いずれか含有量（一キログラム中））

物質名	
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量一、〇〇〇ミリグラム以上
遊離炭酸（CO ₂ ）	二五〇ミリグラム以上
リチウムイオン（Li・）	一ミリグラム以上
ストロンチウムイオン（Sr・・）	一〇ミリグラム以上
バリウムイオン（Ba・・）	五ミリグラム以上
フェロ又はフェリイオン（Fe・・・, Fe・・・・）	一〇ミリグラム以上

第一マンガンイオン (Mn^{++})	一〇ミリグラム以上
水素イオン (H^{+})	一ミリグラム以上
臭素イオン (Br^{-})	五ミリグラム以上
沃素イオン (I^{-})	一ミリグラム以上
ふつ素イオン (F^{-})	二ミリグラム以上
ヒドロヒ酸イオン ($HA s O 4^{-}$)	一・三ミリグラム以上
メタ亜ヒ酸 ($HA s O 2^{-}$)	一ミリグラム以上
総硫黄 (S) [$HS^{-} + S 2 O 3^{2-} + H 2 S$ に対応するもの]	一ミリグラム以上
メタほう酸 ($H B O 2^{-}$)	五ミリグラム以上
メタけい酸 ($H 2 S i O 3^{-}$)	五〇ミリグラム以上
重炭酸そうだ ($N a H C O 3$)	三四〇ミリグラム以上
ラドン ($R n$)	二〇 (百億分の一キュリー単位) 以上
ラヂウム塩 ($R a$ として)	一億分の一ミリグラム以上